

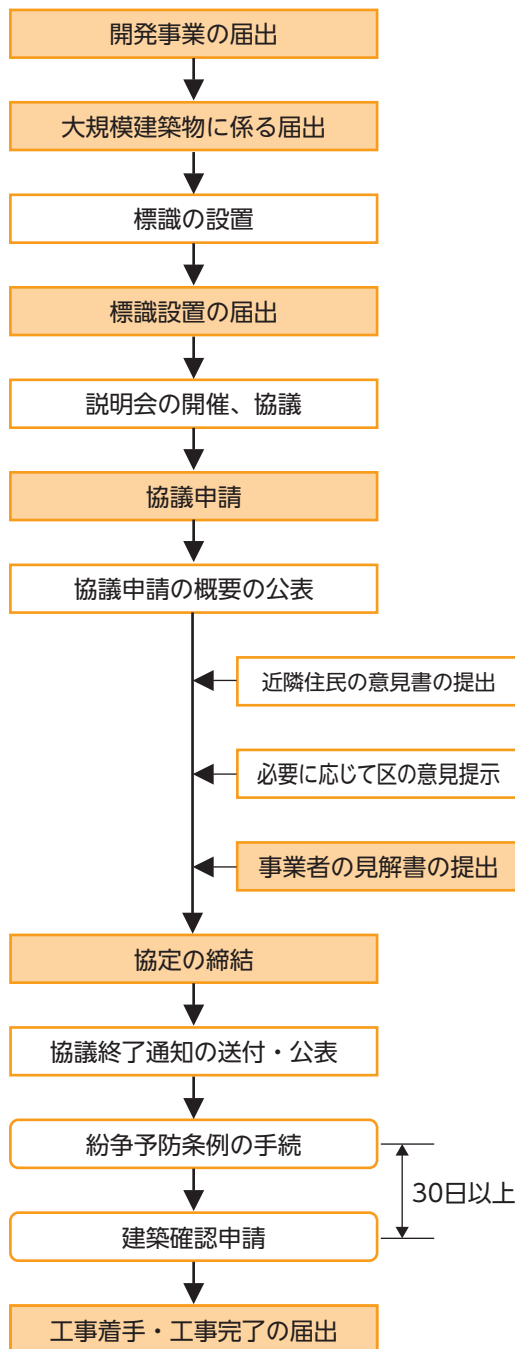
## ◇大規模建築物の建築手続 (第 52 条～第 60 条)

### ●対象となる開発や建築

- ①延べ面積3,000㎡以上かつ高さ15m以上の建築物
- ②床面積1,000㎡以上の集客施設、葬祭場等の建築、増築、用途変更
- ③床面積500㎡以上の深夜営業集客施設の建築、増築、用途変更

### ●手続の流れ

□ : 区に書面で提出

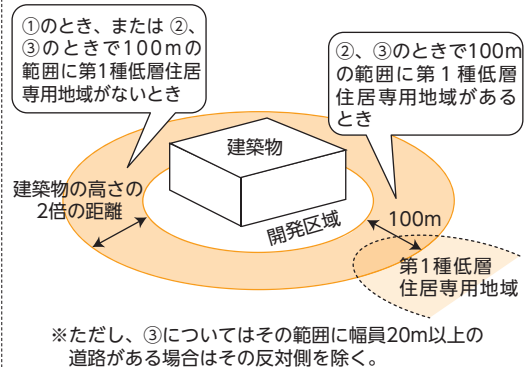


\* 詳細フローはP.25

### ●手続の説明

- 開発事業の届出をしてください。
- 大規模建築物に係る届出をしてください。
- 開発区域内の見やすい場所に標識を設置してください。
- 標識を設置したことを届け出てください。
- 説明会の開催を近隣住民と区に通知してください。
- 説明会を開催し、近隣住民に計画や工事について説明を行ってください。
- 協議申請において、区のまちづくり計画や開発基準等を遵守して下記書面を作成し、区へ申請のうえ、協議してください。
  - ◆ 近隣住民説明報告書
  - ◆ 事業計画案の概要
  - ◆ 地域環境配慮報告書
  - ◆ 緑化計画事前協議申請書
  - ◆ その他
- 近隣住民から意見書が提出された場合は、見解書を提出してください。
- 協議が整ったときは、協定を締結してください。
- 工事に着手するときと、工事が完了したときは届出をしてください。

### ●近隣住民の範囲



※ 標識の設置については、集客施設が「大規模小売店舗立地法」や「練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例」に該当する場合、その説明会の前までに設置する必要があります。